

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府  
（氏名） A

上記被審人に対する令和2年度（判）第16号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金451万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年6月9日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号及び第17号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和3年4月8日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号及び第17号に該当

- ① 被審人は、放送法による基幹放送事業及び一般放送事業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていた朝日放送株式会社（以下「朝日放送」という。同社は、平成30年4月、朝日放送グループホールディングス株式会社に商号変更した。以下、商号変更後の同社を「朝日放送GHD」という。）に勤務していた者であるが、その職務に関し知った、朝日放送の業務執行を決定する機関が会社の分割を行うことについての決定をした旨の重要事実を、遅くとも平成29年1月中旬頃までに、Bに対し、上記重要事実の公表がされる前に朝日放送株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Bは、上記重要事実が公表された平成29年2月8日午後3時頃より前の同日午後1時13分頃及び午後1時18分頃、C証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、知人であるD名義で、朝日放送株式合計1,900株を買付価額合計1,421,200円で買い付けたものである。

- ② 被審人は、朝日放送GHDが、映像コンテンツ及び音楽・出版物の企画・製作・販売・配信・輸出入の事業を営む会社等の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理及びそれに付帯する業務を行うこと等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社ディー・エル・イー（以下「DLE」という。）との間で行っていたDLEの発行する株式の引受けを伴う資本業務提携契約の締結の交渉業務に従事していた者であるが、上記契約の締結の交渉に関し、DLEの業務執行を決定する機関が、DLEの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実及び朝日放送GHDと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実をいずれも遅くとも平成31年3月29日までに知りながら、法定の除外事由がないのに、上記各重要事実が公表された令和元年5月10日より前の平成31年4月25日から令和元年5月9日までの間、C証券を介し、東京証券取引所において、D名義で、自己の計算において、DLE株式合計21,500株を買付価額合計2,900,795円で買い付けたものである。

- ③ 被審人は、上記契約の締結の交渉に関し知った、DLEの業務執行を決定する機関がDLEの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を、遅くとも平成31年4月5日までに、Bに対し、上記重要事実の公表がされる前にDLE株式の買付けをさせることにより同人に利益を得させる目的をもって、伝達したものである。

Bは、上記重要事実が公表された令和元年5月10日より前の平成31年4月

25日から令和元年5月9日までの間、C証券を介し、D名義で、DLE株式合計21,500株を買付価額合計2,900,795円で買い付けたものである。

## 2 法令の適用

- ① 法第175条の2第1項第3号、第3項第2号、第176条第2項、第167条の2第1項、第166条第1項第1号、第2項第1号ル
- ② 法第175条第1項第2号、第176条第2項、第166条第1項第4号、第2項第1号イ、ヨ、金融商品取引法施行令第28条第1号
- ③ 法第175条の2第1項第3号、第3項第2号、第176条第2項、第167条の2第1項、第166条第1項第4号、第2項第1号イ

## 3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

### (1) 違反事実①に係る課徴金の額

ア 法第175条の2第1項第3号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に2分の1を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第3項第2号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格（783円）に当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から、当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & \{ (783 \text{ 円} \times 1,900 \text{ 株}) \\ & - (746 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 747 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 748 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 749 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ & + 750 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \} \times 1/2 \\ & = 33,250 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

### (2) 違反事実②に係る課徴金の額

ア 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格（274円）に自己の計算による当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (274 \text{ 円} \times 21,500 \text{ 株}) \\ & - \{ (133.8 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 133.9 \text{ 円} \times 100 \text{ 株} + 134 \text{ 円} \times 17,500 \text{ 株} \\ & + 135 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 135.8 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 135.9 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} \\ & + 136 \text{ 円} \times 13,300 \text{ 株}) \times (21,500 \text{ 株} / 43,000 \text{ 株}) \} \end{aligned}$$

=2,990,205 円

自己の計算による買付けの数量は、自己及び自己以外の者の計算による買付けの数量 43,000 株に、自己及び自己以外の者の計算による買付けの額 5,801,590 円のうちの自己の計算による買付けの額 2,900,795 円の割合を乗じて得た数量 (21,500 株) である。

イ 法第 176 条第 2 項の規定により、上記アで計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

(3) 違反事実③に係る課徴金の額

ア 法第 175 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、当該違反行為により当該情報受領者等が行った当該買付けによって得た利得相当額に 2 分の 1 を乗じて得た額。

利得相当額とは、同条第 3 項第 2 号の規定により、情報受領者等が特定有価証券等の買付けをした場合、当該特定有価証券等の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後 2 週間における最も高い価格 (274 円) に自己の計算による当該特定有価証券等の買付けの数量を乗じて得た額から、当該特定有価証券等の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

{(274 円×21,500 株)

－ (133.8 円×400 株+133.9 円×100 株+134 円×17,500 株  
+135 円×10,000 株+135.8 円×1,500 株+135.9 円×200 株  
+136 円×13,300 株) × (21,500 株/43,000 株)}

×1/2

=1,495,102 円

自己の計算による買付けの数量は、自己及び自己以外の者の計算による買付けの数量 43,000 株に、自己及び自己以外の者の計算による買付けの額 5,801,590 円のうちの自己の計算による買付けの額 2,900,795 円の割合を乗じて得た数量 (21,500 株) である。

イ 法第 176 条第 2 項の規定により、上記アで計算した額の 1 万円未満の端数を切捨て。

(4) 上記(1)ないし(3)により算定した額の合計

30,000 円+2,990,000 円+1,490,000 円=4,510,000 円となる。